

決算報告書の見直しに係る論点

1. 決算報告書に係るこれまでの論点

①決算報告書の表示形式について（委員）

決算報告書は、財務諸表を補完する収支情報を表示するものであるが、現状、あまり活用されているとは言えないため、法人の財政規模等を示す、利害関係者に向けての財務情報として改めて位置づけるべきではないか。

ステークホルダーに対して法人の活動をわかり易くするため、決算報告書に活動別収支区分（例えば、「大学運営の部」、「外部資金の部」、「附属病院の部」など）を設けた方が良いのではないか。

②決算報告書の計上区分について（事務局）

様式に指定がない一部の収入支出について、法人ごとに計上区分が異なる項目があるが、統一化を図るべきか。また、統一化を図ることにより、法人の予算管理に影響が生じないか。

2. 各論点に係る対応案

①決算報告書の表示形式について

決算報告書は、国立大学法人等の運営状況に対する見込みである年度予算と対比して表すことにより、国立大学法人等の運営状況について国のベースで表示するものである。

各法人では、現在の決算報告書の形式で予算を作成し、学内説明に利用する実務が定着しているところも多いようである。また「大学運営の部」「外部資金の部」「附属病院の部」など新たな単位別予算が統一的に設定できない法人もあると考えられる。

②決算報告書の計上区分について

(1) 科研費等の間接経費収入を雑収入、産学連携等研究収入のどちらに含めるか。

損益計算書上の取扱いは国立大学法人会計基準の実務指針Q16-6で明記されている（雑益の小科目「雑収入」又は「研究関連収入」として処理）。

一方、決算報告書上の取扱いは記載例に明記されていない。

複数の大学に確認したところ、記載区分はいずれかに統一した場合でも、対応は可能であるとの回答を得た。

競争的研究費の獲得の結果得られた収入であること、文部科学省の運営費交付金予算関連の調書等では雑収入と取り扱っていないことから、令和4事業年度から科研費等の間接経費収入は産学連携等研究収入として統一的に表示することとする。

(2)その他

- 運営費交付金の前期からの繰越額を当期の収入に含めるかどうか。
- 引当金（退職給付、賞与等）の支出予算を計上するかどうか。

複数の大学に確認したところ、これらの項目については大学の予算に対する考え方の違いがあり、いずれの予算経理も認められうると考えられる。

したがって、運営費交付金の繰越額の取扱い及び引当金の支出予算計上については、いずれの考え方も引き続き認めるものとする。

(参考)

実務指針Q16-6 科学研究費補助金等の補助金に係る間接経費の取扱いは具体的にどうするのか。また、受託研究に係る間接経費の取扱いはどうするのか。

A1 (略) 国立大学法人等は、補助事業者等から納付された間接経費について、収入として国立大学法人等の会計に計上する必要がある。この場合、科学研究費補助金に係る間接経費については、これを負債計上し直接経費の使用に伴い収益化する取扱いとなるが、単年度での執行を要する間接経費については、直接経費の使用に伴い間接経費を収益化していくことは煩雑であるため、当該間接経費の受入時において間接経費相当額を一括して収益化（その受入科目は雑益の小科目「雑収入」又は「研究関連収入」として処理）し、返還義務が生じた場合には収益を戻入れする取扱いとする。(略)

以上